

## 地域福祉権利擁護事業の 機能が拡充されました

地域福祉権利擁護事業の開始から3年が経とうとしています。利用者が年々増加する中、援助の実態や課題を踏まえ、より多くの方へより包括的な援助を行えるよう、厚生労働省の改正通知により、機能が拡充されました。改正された点について説明いたします。

### 1 対象者の拡大



日常生活に不安のある方が対象となります

日常生活に必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで行うのが難しい方であれば、痴呆の診断や手帳の有無に関わらず利用できます。

新潟県では、これまでも痴呆の診断や手帳の有無に関わらず対応してきましたが、物忘れのない高齢者等は対象となりにくい面がありました。しかし、通知改正に伴い、そのような方でも日常生活に不安をお持ちであれば対応が可能となりました。

病院へ入院中の方、施設へ入居されている方も対象となります

在宅の方に限らず、病院に入院中の方、施設へ入居されている方も利用できます。

新潟県では、平成13年度から対応しています。

成年被後見人等も利用できます

本事業は、契約に基づきサービスが提供されるため、契約能力\*（具体的な援助内容についての理解力）を欠いていると判定された方は利用できません。しかし、その場合でも成年後見制度を利用し、成年後見人等と契約することで利用できます。

\* 契約能力の判定は、ガイドラインに従い専門員が行います。

## 2 援助内容の拡大



日常生活に必要な手続きの援助が可能となります

地域福祉権利擁護事業では、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理、書類等預かりのサービスを行っていますが、その他生活上の相談や各種手続きについても対応している実情があります。それを踏まえ、日常生活に関連する援助も行えるようになりました。ただし、援助方法は原則として情報提供、助言、手続き等の同行または代行となります。

### 【各種手続きと援助方法】

手続き \ 援助方法	相談助言	情報提供	同行・代行	代理
住宅改造、居住家屋の賃借に関する手続き				
授産施設等への入所手続き				
ヘルスケアサービス、軽微な医療行為の利用手続き				
文化、レクリエーションに関するサービス利用手続き				
商品購入に関する簡易な苦情処理制度の利用手続き				
住民票の届出				
印鑑登録の手続き				

.....可能

.....契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応

代行.....本人が作成した書類等を届けるといった行為

代理.....本人に代わって第三者が法律行為を行うこと（本事業では、第三者は法人としての基幹的社会福祉協議会になります）

援助にあたっている生活支援員の方へ

上表で になっている手続きや、 になっていてもこれまで行ったことのない援助を利用者に頼まれたときは、**必ず専門員に確認をとってから**行うようにしてください。

待機中の生活支援員の方へ

今回の機能拡充や平成15年度から始まる障害者の支援費制度に伴い、利用者の増加が見込まれます。援助の依頼があった際にすぐ活動できるよう、心積もりをお願いいたします。

## 利用者の理解と援助の視点



パチンコや借金を繰り返して ..... 精神障害者 40代 男性

Aさんは、父親が急死してから母親と二人暮らしです。以前から 統合失調症 がありましたが、父親が急死した頃から精神状態が不安定となり、パチンコをすることが多くなりました。年金や生活保護費をすぐ使い切ってしまう、サラ金業者から借金をしていました。公共料金や母親の福祉サービス利用料の支払いが滞り、Aさんは何とかしなければと思いながらもうまくできない状況が続いていました。そこで、本事業を利用してはどうかと生活保護の担当者から基幹的社協へ相談がありました。

Aさんも利用を希望されたため、契約の準備に入りました。しかし、契約目前に母親が亡くなり、再び精神状態が不安定になったAさんは入院しました。

退院後、本事業を利用することになり、生活支援員が毎週1回、生活の相談や金銭管理の援助を行っています。相談にのる中で、Aさんは「財布を落としてしまった」「自転車のタイヤがパンクして修理代を支払ったらお金がなくなった」と言うことがあります。それが本当なのか専門員や生活支援員が戸惑うことがあります。依然としてパチンコと借金を繰り返してしまうAさんですが、専門員や生活支援員の存在がAさんにとって心の拠り所となり、生活が少しずつ安定してきています。

(プライバシー保護のため、一部加筆してあります。)

下線部 : 平成14年8月26日、日本精神神経学会(理事長・佐藤光源東北福祉大学教授)が総会において、「精神分裂病」を「統合失調症」へ呼称変更すると正式に決定しました。これまで「精神分裂病」という病名が、精神や人格がばらばらになる恐ろしい病気というイメージを人々に与え、誤解と偏見を生んできましたが、「統合失調症」という新しい名称とともに病気に対する正しい理解が広がることを期待されます。(統合失調症とは、現実に向け自分の思考や行動を「統合」することに不調をきたす症状という意味です。)

下線部 : 精神障害のある方は、パチンコにはまるケースが多いようです。パチンコ台に向かっていたらよく、ストレスとなる対人関係が必要ないためと、当たれば大金が入ってくるためです。遊興費に使いすぎ、生活に支障をきたすのは困りますが、人としてある程度は遊ぶことも必要です。集中力や思考力の障害により発病前の趣味を失ったり能力が低下してしまう人もいます。その人なりの楽しみを見つけ生活に張りができるとう遊興費に使い込むことも少なくなるのかもしれない。

下線部 : この事例の場合は真偽が不明ですが、統合失調症の方は下手なうそを言うことがあります。極端なうそや妄想めいた内容のうそを言うこともあるので、援助する側はストレスを感じるかもしれませんが、うそをついたことを非難せずに、それも障害の一部だと受け止めて接すると、援助する側される側双方にとって精神的な負担が軽くなります。

# 新潟県地域福祉権利擁護事業 市町村別利用状況

(平成11年10月1日～平成14年8月末日)

利用者の住所に基づき、基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

(単位：人)

区分 社協名	相談 継続	契約 締結	相談 終了	計	区分 社協名	相談 継続	契約 締結	相談 終了	計	区分 社協名	相談 継続	契約 締結	相談 終了	計
<b>新潟市</b>	2	5		7	小木町				0	広神村	1	1	1	3
村上市	1	2		3	羽茂町				0	守門村				0
豊栄市		5	1	6	赤泊村				0	入広瀬村				0
安田町				0	<b>計</b>	<b>6</b>	<b>33</b>	<b>17</b>	<b>56</b>	湯沢町			1	1
京ヶ瀬村				0	<b>三條市</b>	4	6	7	17	塩沢町	1			1
水原町	1		1	2	加茂市	2			2	六日町				0
笹神村			2	2	見附市	2	1	1	4	大和町		1		1
豊浦町				0	燕市		2	1	3	川西町	1			1
聖籠町				0	岩室村				0	津南町		4		4
加治川村				0	弥彦村	1	4		5	中里村	1			1
紫雲寺町		1		1	分水町		2	1	3	高柳町				0
中条町				0	吉田町	3	2	1	6	小国町		1	1	2
黒川村				0	巻町				0	刈羽村				0
関川村				0	西川町			1	1	西山町				0
荒川村				0	味方村			1	1	<b>計</b>	<b>11</b>	<b>48</b>	<b>21</b>	<b>80</b>
神林村		1	1	2	潟東村				0	<b>上越市</b>	3	16	22	41
朝日村		1		1	月潟村				0	糸魚川市	1	2		3
山北町				0	中之口村				0	新井市				0
粟島浦村				0	田上町				0	安塚町				0
<b>計</b>	<b>4</b>	<b>15</b>	<b>5</b>	<b>24</b>	下田村		1		1	浦川原村			1	1
<b>新潟市</b>	4	18	9	31	栄町				0	松代町				0
新津市	1	2	3	6	中之島町				0	松之山町				0
五泉市		3		3	<b>計</b>	<b>12</b>	<b>18</b>	<b>13</b>	<b>43</b>	大島村				0
両津市		1	1	2	<b>長岡市</b>	1	17	8	26	牧村				0
白根市		2		2	柏崎市		1	4	5	柿崎町	1	1	1	3
小須戸町			1	1	小千谷市		2		2	大潟町		3		3
村松町				0	十日町市	2	2	2	6	頸城村				0
横越町				0	栃尾市	1	4		5	吉川町				0
亀田町		1	2	3	越路町		4	1	5	妙高高原町				0
津川町				0	三島町				0	中郷村				0
鹿瀬町				0	与板町				0	妙高村				0
上川村		1		1	和島村				0	板倉町				0
三川村				0	出雲崎町		1	1	2	清里村			1	1
相川町		1		1	寺泊町				0	三和村				0
佐和田町	1	2		3	山古志村				0	名立町				0
金井町				0	川口町				0	能生町				0
新穂村				0	堀之内町	2			2	青海町				0
畑野町		2	1	3	小出町	1	10	1	12	<b>計</b>	<b>5</b>	<b>22</b>	<b>25</b>	<b>52</b>
真野町				0	湯之谷村			1	1	<b>合計</b>	<b>38</b>	<b>136</b>	<b>81</b>	<b>255</b>

相談継続... 契約に向け専門員が対応している人数。

契約締結... 契約を締結した人数。

相談終了... 契約に至らず、専門員による対応を終えた人数。

地域福祉権利擁護事業  
生活支援員だより  
サポートニュース

新潟県地域福祉権利擁護センター（新潟県社会福祉協議会内）

〒950-8575 新潟市上所 2 - 2 - 2 新潟ユニゾンプラザ 3階

電話：025-281-5584

E-mail：kenriyogo@fukushiniigata.or.jp

FAX：025-281-5529

http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/